

自動車製作者等からの報告概要

～ 大型四社 ①いすゞ自動車(株)、②日野自動車(株)、③三菱ふそうトラック・バス(株)、④日産ディーゼル(株)とバス製作者会社「ジェイ・バス(株)」からの報告

注) 太線の枠内が今般の報告の対象。

大型四社	バス製作者会社	不正な新規登録(不正な二次塗装)をしたと思われるバス台数					不正事案への関与・要因に関する四社の記述	主な再発防止策	H18.9時点でのH17初年度登録年の乗車定員30人以上のバス保有台数	
		～H15	H16	H17	H18	H19				
①いすゞ自動車(株)からの報告	ジェイ・バス(株) (いすゞバス製造(株)と日野車体(株)を平成16年10月に合併しこの時点よりジェイバスとしてバス製造)	10 (告発・起訴対象)	—	10	—	—	(1月30日に事実関係に関する報告があり、31日嚴重注意と業務改善指示。嚴重超過の認識、新規登録書類の受け渡し・一部作成をしておき、関与あり) ・ヒヤリングを行ったバス営業に係わった社員及び元社員20名のうち、19名については、嚴重が重たいことは認識。 ・不正行為を認認することや、ジェイ・バスのうち車検書類を受理し販売会社に送付したことや、車検書類のうち検査票を作成し一部の販売会社に渡したことなどの、不正行為を助ける行為があった。 ・関連会社におけるいすゞの管理、監督が不十分であった。	● 検査部の設置 ● 業務フローの見直し ・商談時点で嚴重検討の結果、問題がある場合は、対策案を提示し、問題が解決しない場合は商談を辞退させる。 ・受注仕様が保安基準に適合すると確認した上で「製作仕様書」を発行し製作指示。 ・検査の段階で車両重量を確認し保安基準に適合することをバス製作者会社に義務づけ、その結果を入力し確認。 ● 業務における責任の明確化、規定化による業務の定着、コンプライアンス活動の強化	1,564	26%
	西日本車体工業(株)	0	無	無	無	無	—	● 業務フローの見直し ・商談時点でバス製作者会社に嚴重検討を指示。承認を条件に車両製作に移行する仕組みとする。 ・検査の段階で車両重量を確認し保安基準に適合することをバス製作者会社に義務付け。その結果を入力し確認。		
小計	244台	158台以降を調査。H6年以前は、不正をしたと思われるバスは見つかず。	22	12	無	無	・不正な手段による自動車検査証の取得には直接係っていない。 ・日野は仕様に沿った情報を把握できる立場にありながら、嚴重に関する情報の不透明化、並びに判定基準を超過する車両の製造、出荷を未然に防止するルールを明確にしていなかったことによると認識しており、管理・監督責任を果たせていなかった。	現在、商談・受注・出荷の各段階における仕様・重量のチェックルールの明確化を通じて管理を強化。 ・今後は、ボディメーカーの仕様検討から出荷までの各工程における重量関連情報のタイムリーな把握と確認、及び業務の監査等、更なる管理強化に取り組む。	1,967	33%
②日野自動車(株)からの報告	ジェイ・バス(株) (いすゞバス製造(株)と日野車体(株)を平成16年10月に合併しこの時点よりジェイバスとしてバス製造)	34	22	12	無	無	・不正な手段による自動車検査証の取得には直接係っていない。 ・日野は仕様に沿った情報を把握できる立場にありながら、嚴重に関する情報の不透明化、並びに判定基準を超過する車両の製造、出荷を未然に防止するルールを明確にしていなかったことによると認識しており、管理・監督責任を果たせていなかった。	● 平成16年10月25日以降は、生産前の仕様書作成段階並びに完成後において、保安基準に定められている基準値を超過した車両は出荷しないという適正な対策を講ずる。 ・車に、生産前の仕様書作成段階並びに完成後に重量が保安基準内にある車両についても、その確認資料の報告を三菱ふそうトラック・バスが受けチェックするシステムを平成19年3月1日から適用。 (平成17年9月1日以降は、発注無し。現時点では、今後発注予定無し)	1,640	28%
	西日本車体工業(株)	0	無	無	無	無	・不正な自動車検査証の取得への直接的な関与は無い。 ・適時適切な報告等の指導が不足していた。	・メーカーとしての責任を果し、仕様調整段階における重量検計精度向上、完成出荷段階における基準不適合車両の流出防止。	745	13%
小計	55台	199	138	45	45	45	・不正な手段による自動車検査証取得には直接関わっていない。 ・バスの受注から納車に至る業務プロセス全体の統括責任は日野にあり、不正な状況を把握し、それを阻止できる立場にありながら、そのための土分な手だてを講じなかったことへの責任を痛感。		5,916	100%
③三菱ふそうトラック・バス(株)からの報告	三菱ふそうバス製造(MFBM)(株)	46	46	無	無	無	・回らからの重量調整が必要であることを認識していた。 ・ユーザー要望仕様を満足させなければ、継続的な注視確保が困難になるとの思いから、登録業務を実際に行う販売会社に対して、重量調整の実施有無あるいは車両検査受検後の改造の実施有無について確認をせず、車両検査受検後の不正改造を行わない等の適切な指導並びに監督を怠った。			
④日産ディーゼル工業(株)からの報告	西日本車体工業(株)	9	6	3	—	—	・不正な自動車検査証の取得への直接的な関与は無い。 ・適時適切な報告等の指導が不足していた。			
合計	382台	199	138	45	45	45				

○ジェイ・バス(株)からの報告
バス製造開始の平成16年10月以降、不正な新規登録をしたと思われるバスは、平成16年に5台、平成17年に19台、平成18年以降無し。
・車検書類に記載する重量について虚偽記載をした行為があったこと等が判明。
・再発防止策としては、「いすゞ自動車(株)」及び「日野自動車(株)」と販売会社との間の責任体制の明確化等。

● 共通する問題点:
①基準への適合が困難な仕様が商談時に作成されていたこと。
②バス製作者会社が行う完成検査において軸重等が基準違反であるにも拘わらず合格としていたこと。
③これらを大型四社がチェックする仕組みになっていないこと。

● 大型四社の再発防止策:
①大型四社が仕様決定のプロセスにきちんと関与して、責任を持って仕様の適否を判断する。②大型四社が完成検査の結果を責任をもつて確認する。の二点が重要である。
● 四社ともそれに対応した再発防止策を実施中又は実施予定。
● 国土交通省は、引き続き、引き継ぎ、再発防止策の実施状況を厳しく監視していく。